

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

(一社)仙台建設業協会
地震発生直後より避難所の
緊急耐震診断等を実施。
同日18時には若林区にて
道路啓開作業を開始。



熊本地震

(一社)熊本県建設業協会
地震発生直後より県との
「大規模災害時の支援活動
に関する協定」に基づいて
支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事



道路啓開(倒木・土砂の撤去)

【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速道路橋の落橋
(2007年)(出典:MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋
(2007年)

現下の建設産業の課題

【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

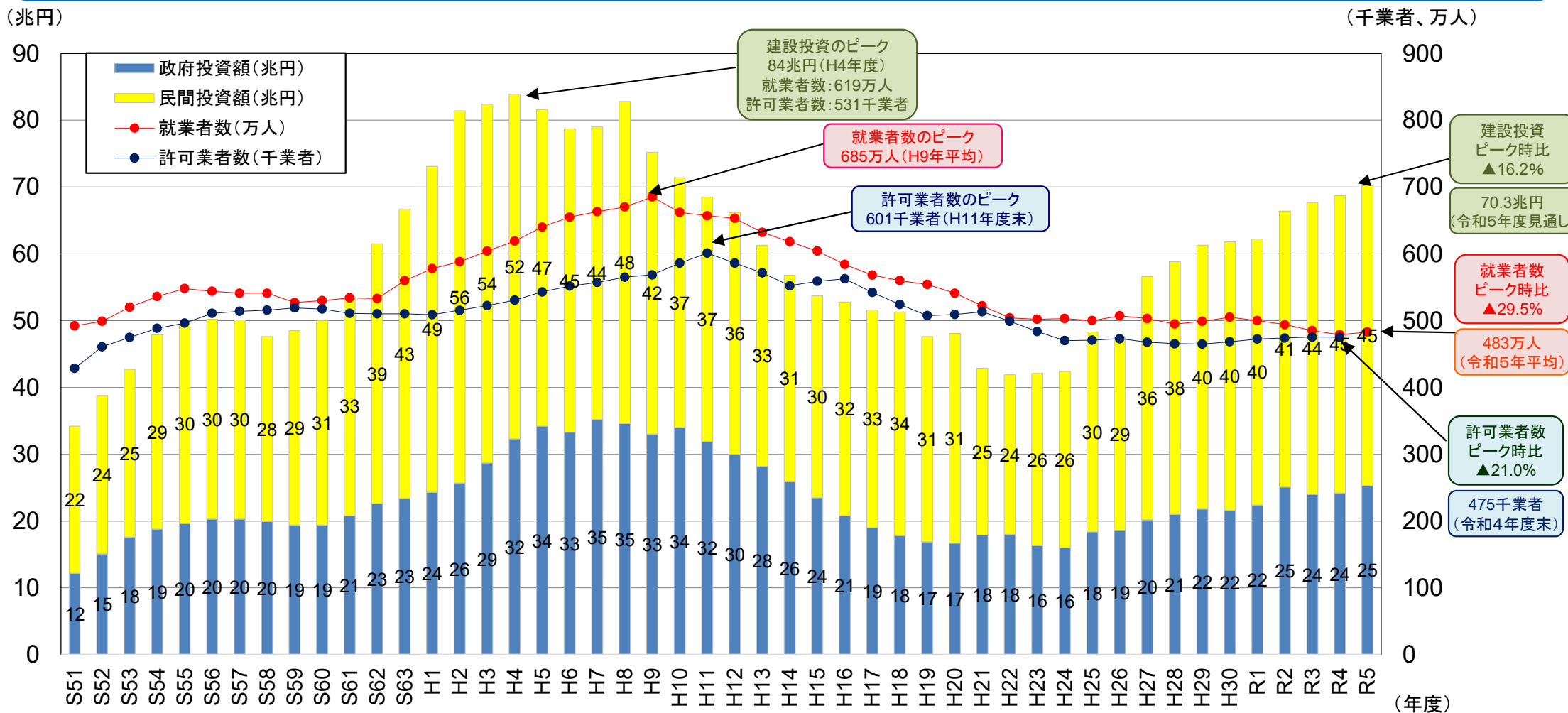
【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

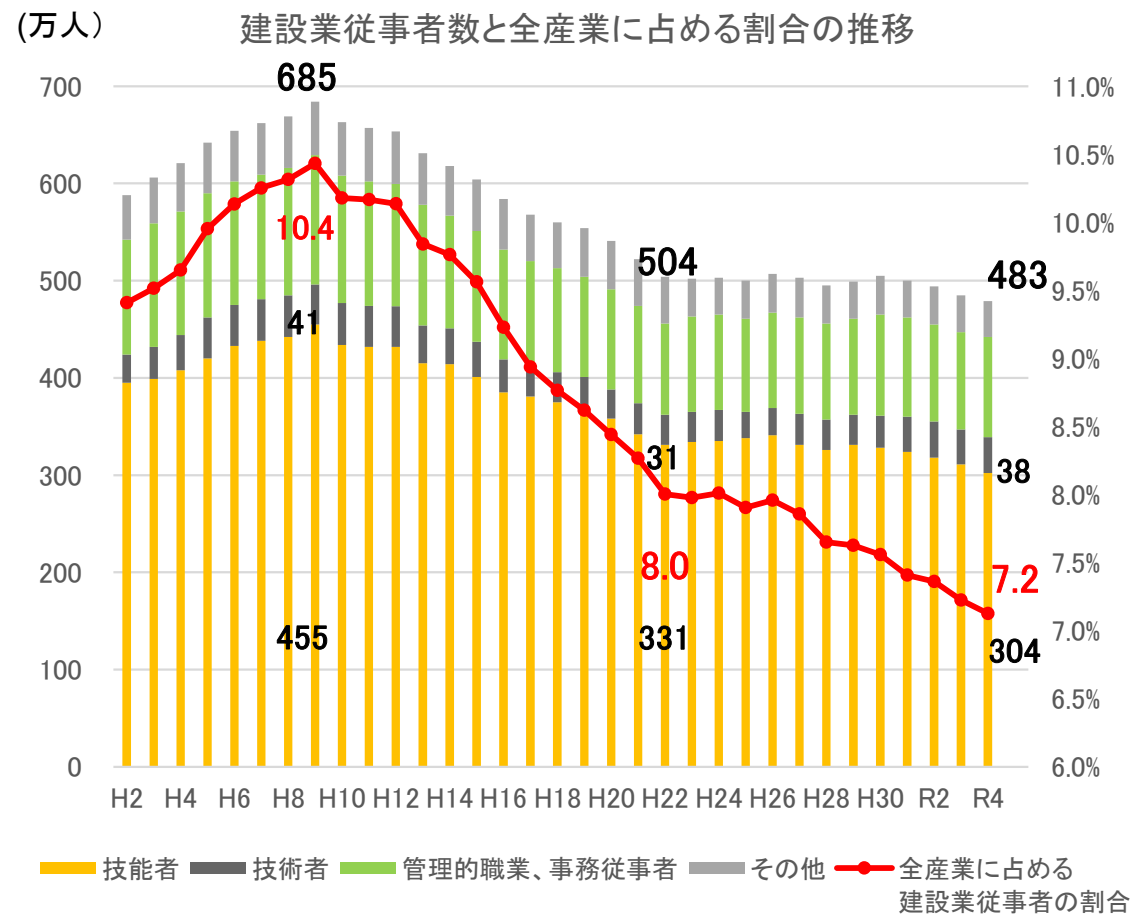
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能者等の推移

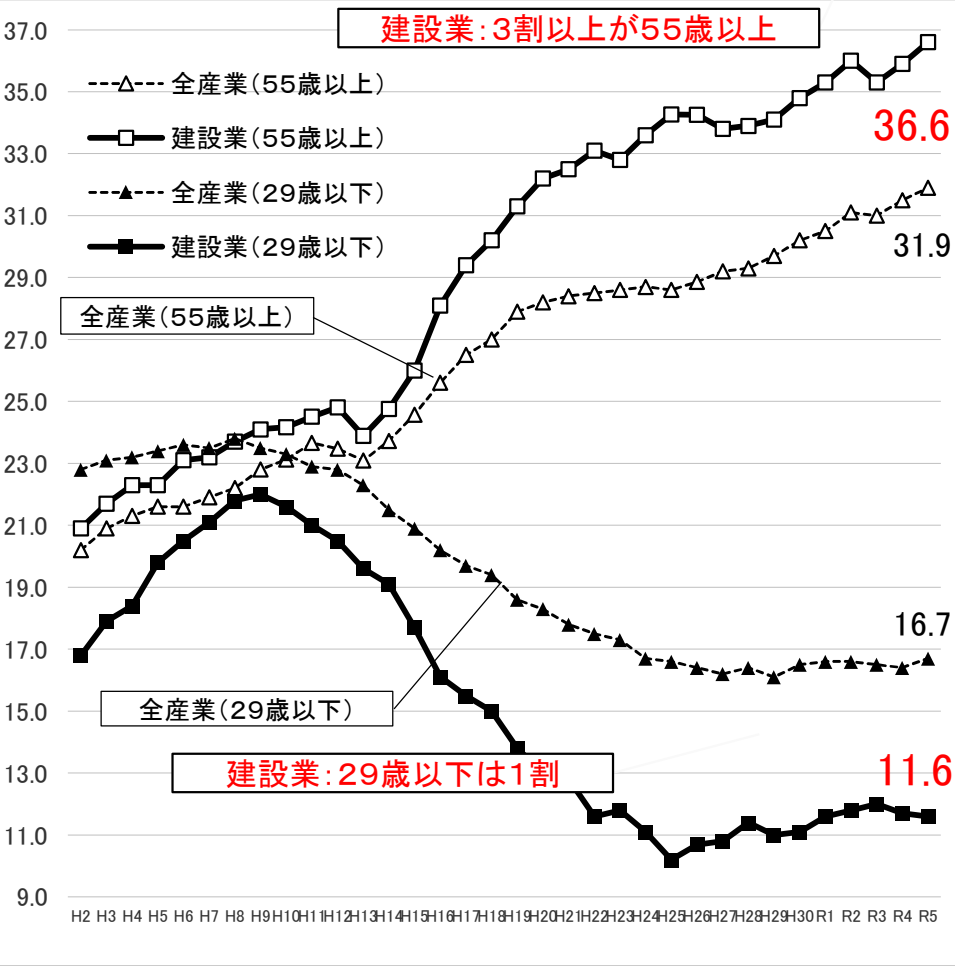
＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)



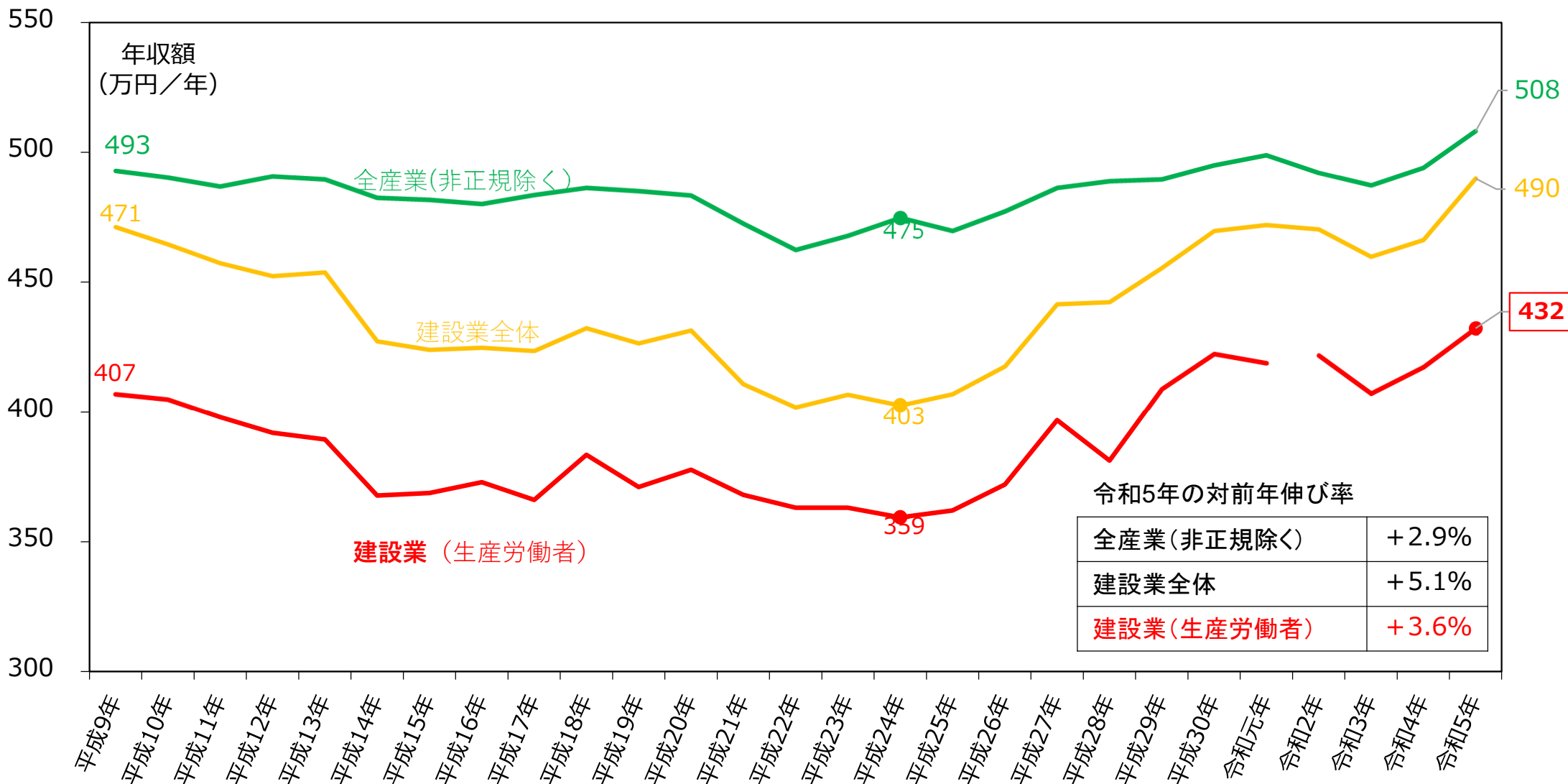
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



建設技能者の賃金の推移

○これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇してきたところ。今後も、**厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要がある。



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

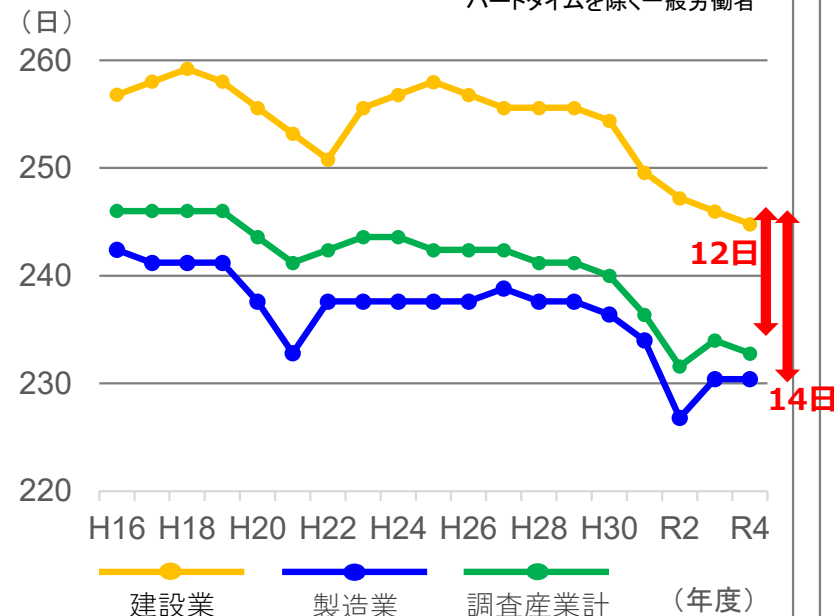
※ 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

建設産業における働き方の現状

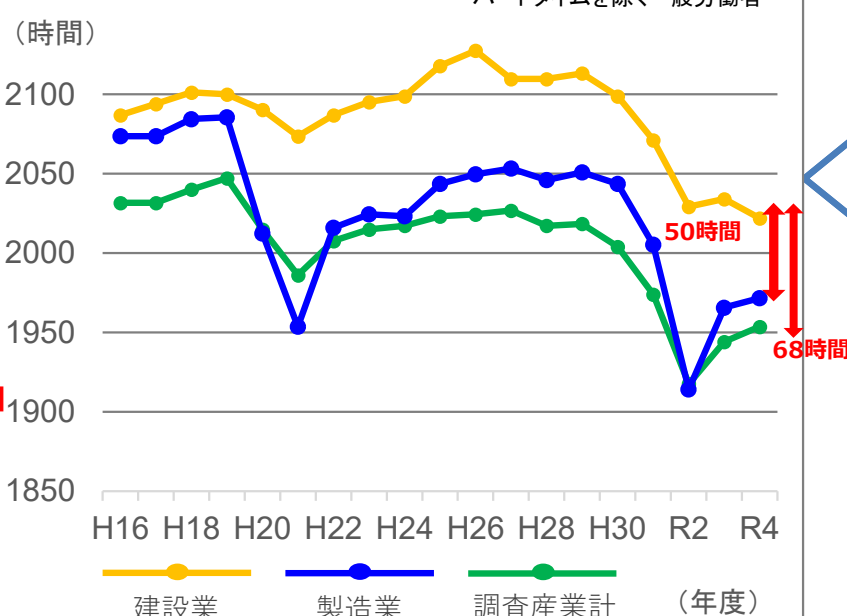
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

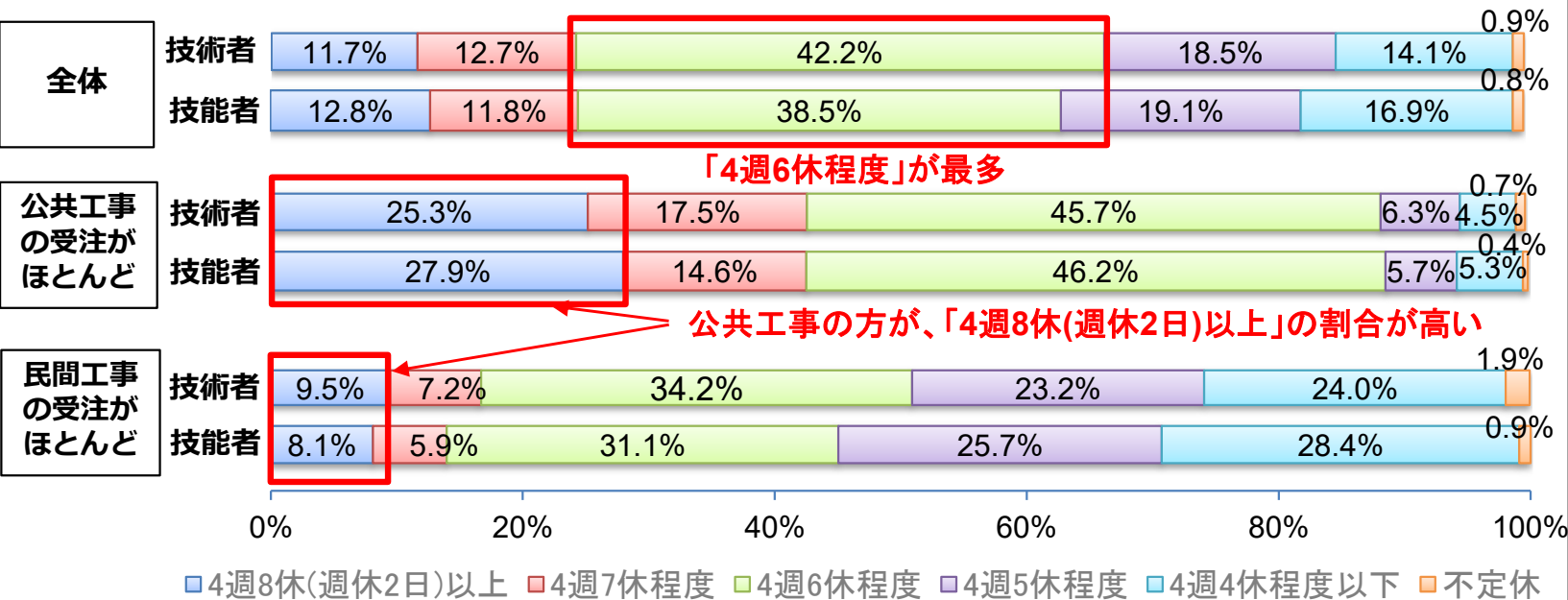
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

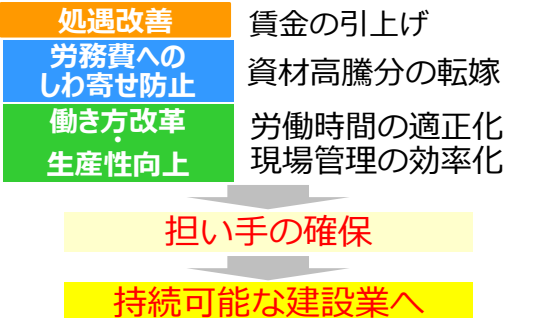
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

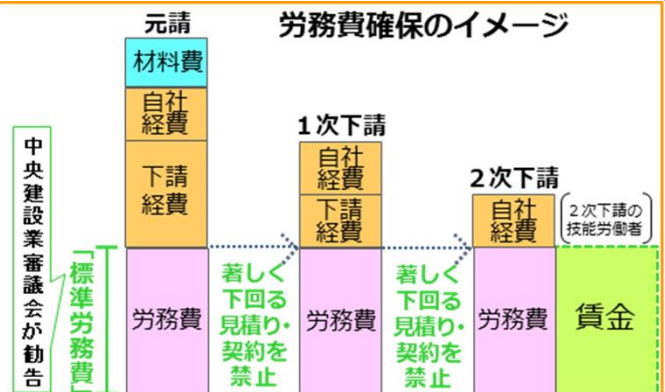
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

働き方改革に向けた取組 (適正な工期・施工時期の平準化)

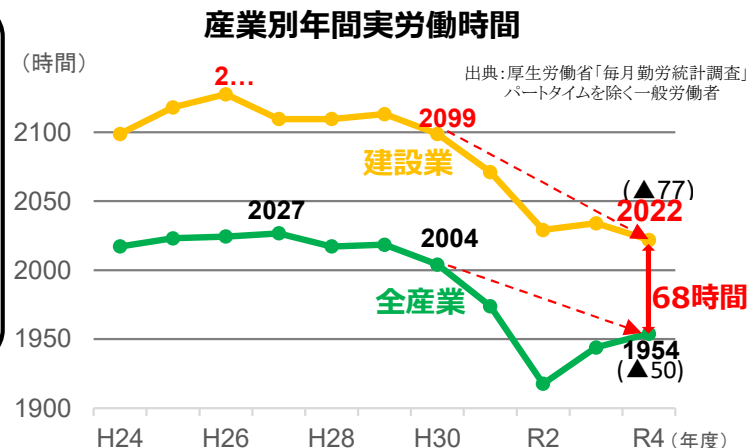
- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

	「労働基準法」(平成30年6月改正) 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで) 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能 ※ 災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)
↓ 36協定の限度	【時間外労働の上限規制】 原則:①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) 例外:臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも上回ることのできない上限を設定 ・年 720時間(=月平均60時間) →年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることも出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。(労基法139条)

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたススム特設サイト

3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R2)、
→ 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 直轄土木工事において、作業不能となる**猛暑日分の工期延長の取扱いを明確化**
- ・ 国交大臣と建設業4団体が4週8閉所など適正工期に取り組むことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔**直轄**〕 令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔**都道府県**〕 令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔**市町村**〕 国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. **生産性**の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

働き方改革の推進 — 週休2日工事等の実施

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ヘ (略)

<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約半数となったが、特殊法人等・市区町村では3割未満にとどまる。

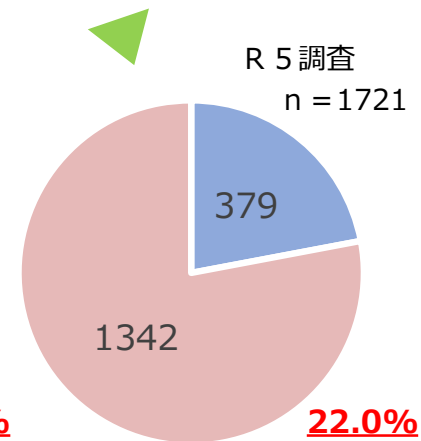
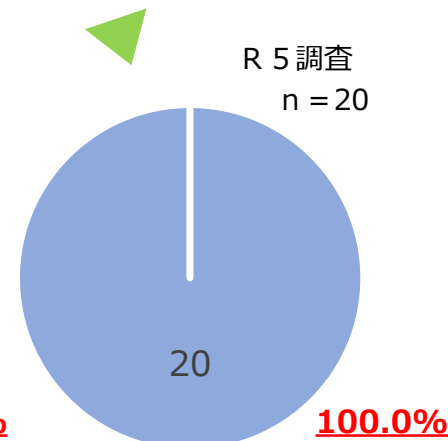
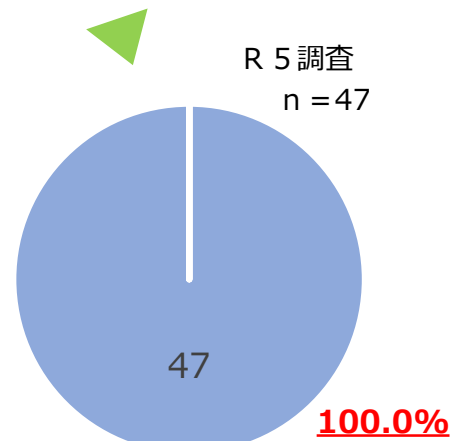
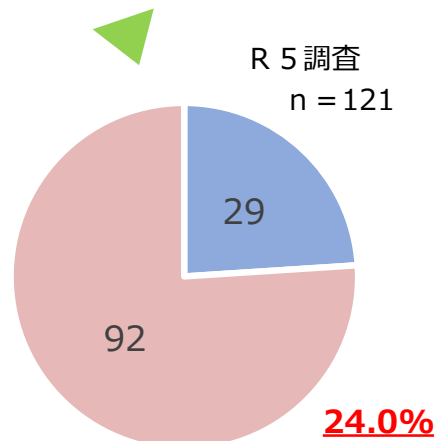
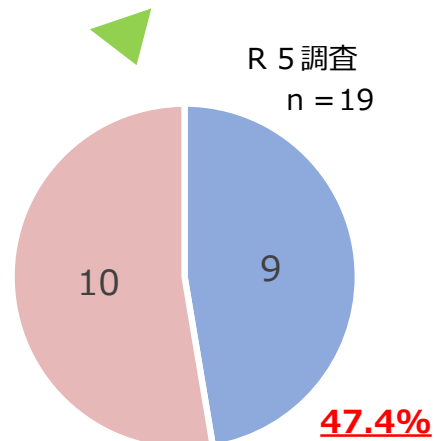
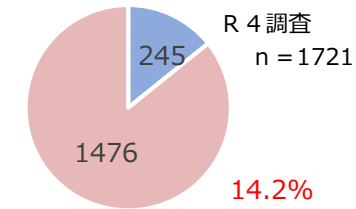
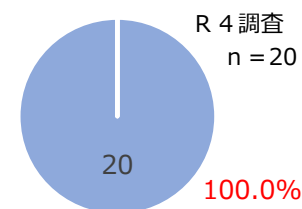
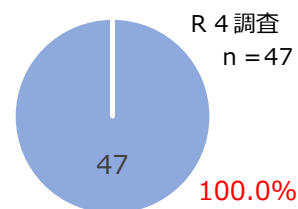
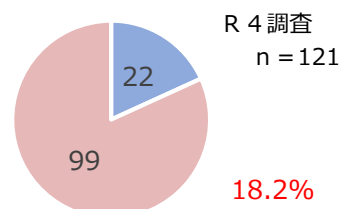
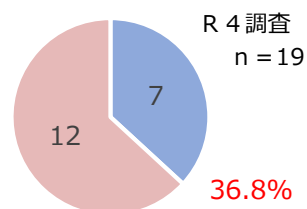
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村

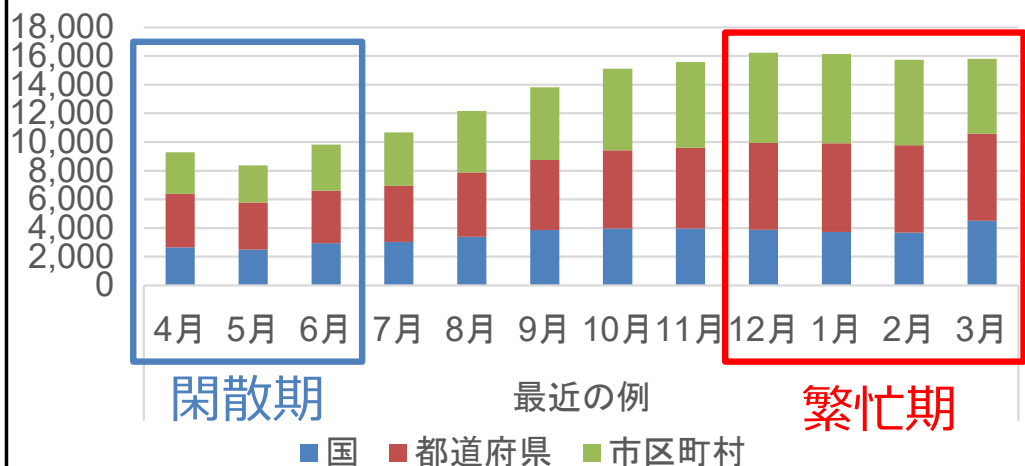


■ : 実施している ■ : 実施していない

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
 ⇒ 新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における1年間の工事出来高の状況

(単位：億円)



出典：国土交通省「建設総合統計」

繁忙期は業務量が多く、人材不足や長時間労働が懸念される
 一方、**閑散期**は業務量が少なく、労働者の収入が不安定となる

施工時期の平準化に関する国土交通省の取組

- ・平準化に向けた「さしすせそ」の推進、事例集の公表
 - (さ)債務負担行為の活用
 - (し)柔軟な工期の設定
 - (す)速やかな繰越手続
 - (せ)積算の前倒し
 - (そ)早期執行のための目標設定
- ・施工時期の平準化の取組状況についての「見える化」
- ・市議会議長会等を通じた働きかけ
- ・関係省庁と連名で取組の推進を地方公共団体へ要請

都道府県の平準化率 R4年度0.80

※平準化率の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年度全体の月平均工事稼働数

施工時期の平準化により期待される効果

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

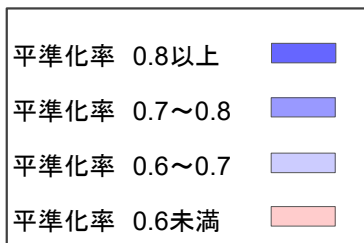
- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

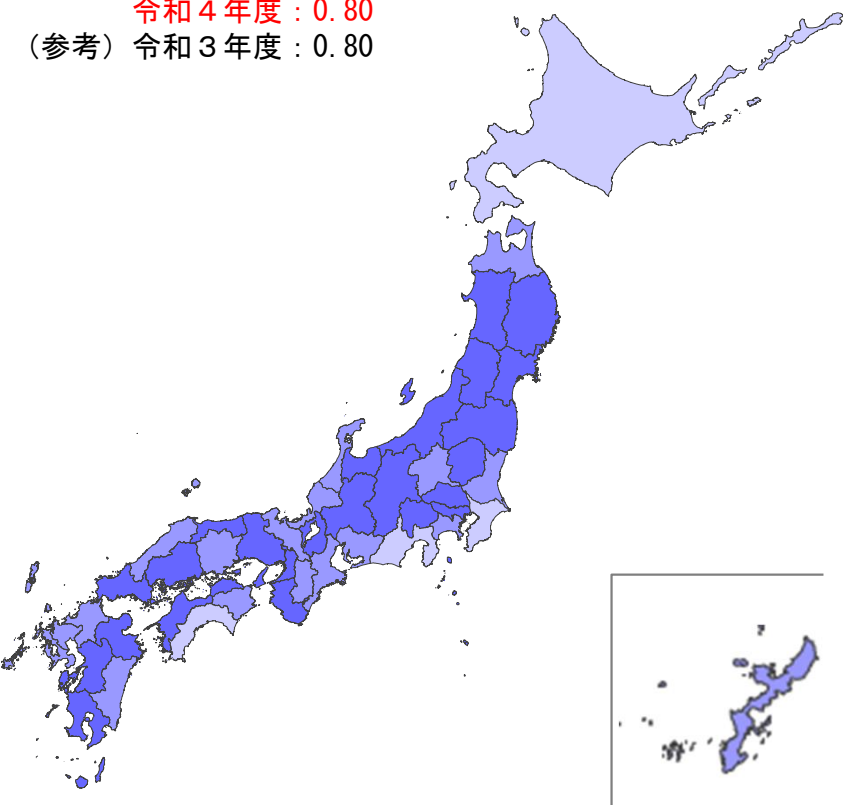
- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化 — 地方公共団体の平準化率

都道府県の平準化率の状況



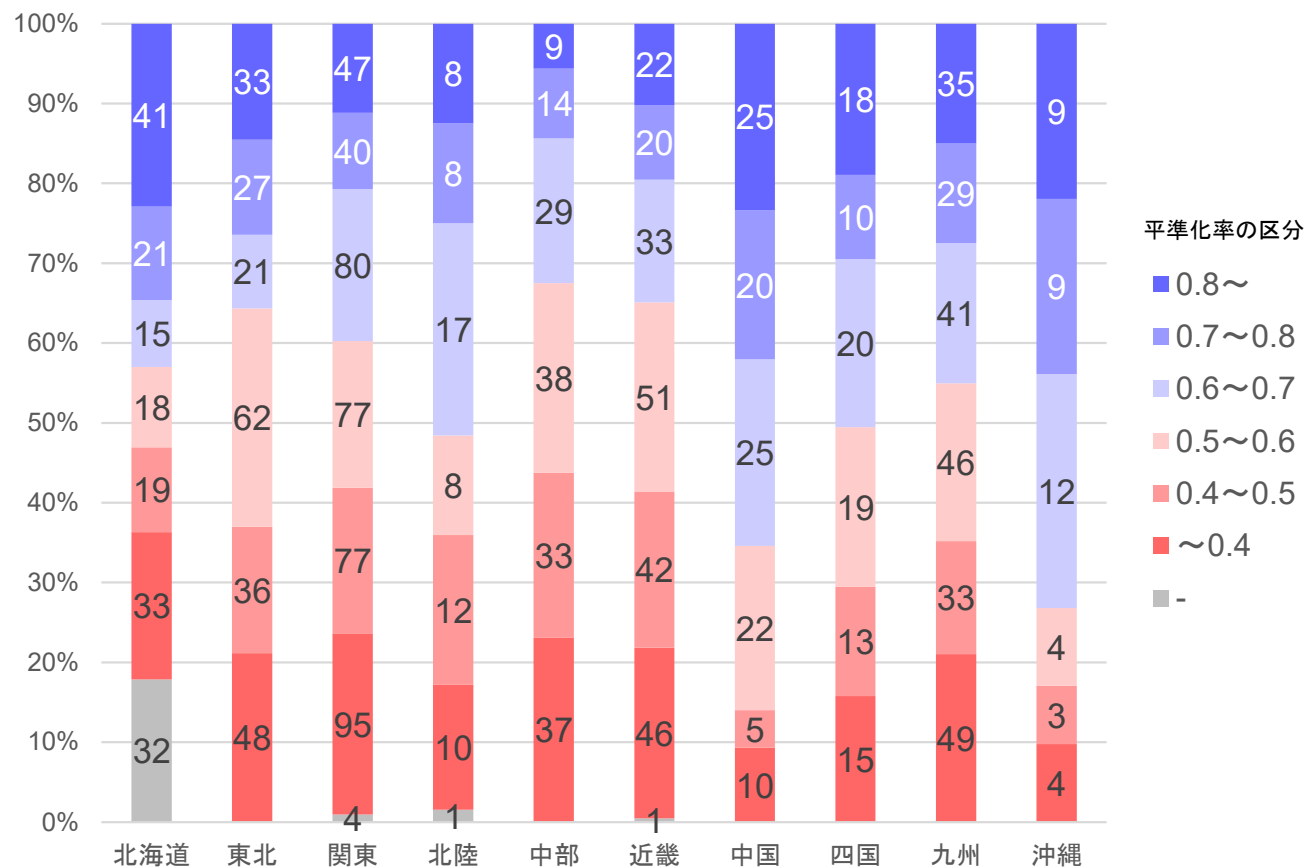
全国平均（都道府県）
令和4年度：0.80
（参考）令和3年度：0.80



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布（令和4年度）

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和4年度	0.58	0.62	0.57	0.56	0.60	0.51	0.53	0.68	0.60	0.57	0.69
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69

※地域区分

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、石川県、富山県

中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

※平準化率の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出（1件当たり500万円以上の工事を対象・令和4年度実績）

施工時期の平準化 — 地方公共団体における取組状況の「見える化」

○ 地方公共団体における入札契約適正化の取組について、「見える化」や「入契カルテ」といった取組状況を一覧できるポータルサイト「入契適正化マップ」を開設（令和6年3月）

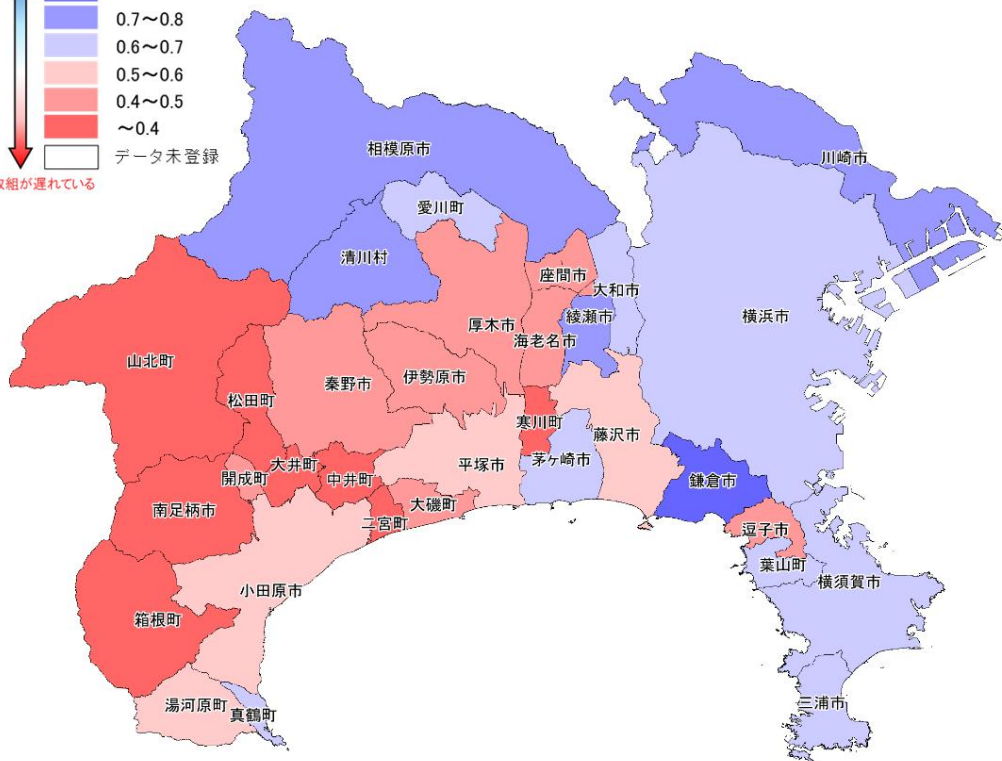
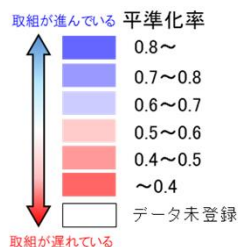


「入契適正化マップ（国交省HP）」

○ 施工時期の平準化の進捗・取組状況については、以下の項目を「見える化」

- 平準化率
- 平準化の取組状況（「さしすせそ」の取組）

（例）神奈川県



神奈川県	0.77	横浜市	0.68	川崎市	0.74	相模原市	0.71
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ

横須賀市	0.63	逗子市	0.43	海老名市	0.46	大磯町	0.43	開成町	0.44
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ
平塚市	0.50	三浦市	0.60	座間市	0.41	二宮町	0.36	箱根町	0.28
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		実績なし
鎌倉市	0.96	秦野市	0.45	南足柄市	0.31	中井町	0.28	真鶴町	0.67
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ
藤沢市	0.56	厚木市	0.40	綾瀬市	0.76	大井町	0.34	湯河原町	0.51
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		実績なし
小田原市	0.55	大和市	0.69	葉山町	0.61	松田町	0.31	愛川町	0.61
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		実績なし		サシス セソ
茅ヶ崎市	0.64	伊勢原市	0.49	寒川町	0.23	山北町	0.27	清川村	0.72
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		実績なし		サシス セソ

【備考】・人口10万以上の市については市名に下線を付記（出典：総務省「令和2年国勢調査」）

（上段）・平準化率：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

・「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出（令和4年度実績。1件当たり500万円以上）

（下段）・令和5年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和5年7月1日時点）による「さしすせそ」の取組状況（令和4年度の実施実績）

国土交通省ウェブサイト：

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html

円滑な価格転嫁に向けた取組

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請※）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ（全国ブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連））。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

公共工事標準請負契約約款における請負代金額変更の規定（スライド条項）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

全体
スライド

単品
スライド

インフレ
スライド

（単品・インフレ
のスライド方法
について）

※補足：公共約款においては単品・インフレスライドのスライド方法を協議事項としており、具体的に定めていない。
そのため、実務においては各発注者がスライド方法の取扱いをそれぞれ事前に定めるか、個別協議にて対応している。

円滑な価格転嫁の推進 — スライド条項の運用基準の策定

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

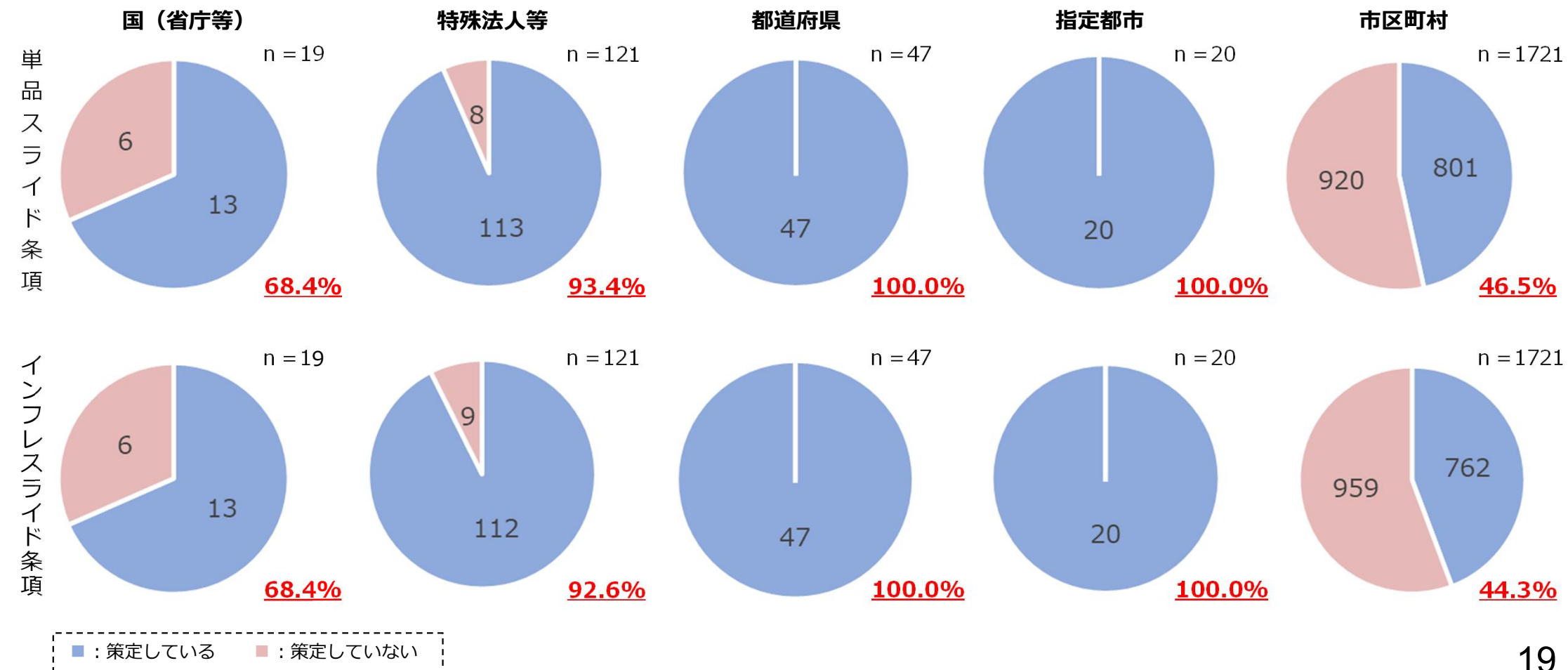
公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・。

＜適正化指針：第25(4)＞

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用については、
取組が遅れていた市区町村でも、運用基準を策定している団体が4割を超えるなど取組が進捗している。

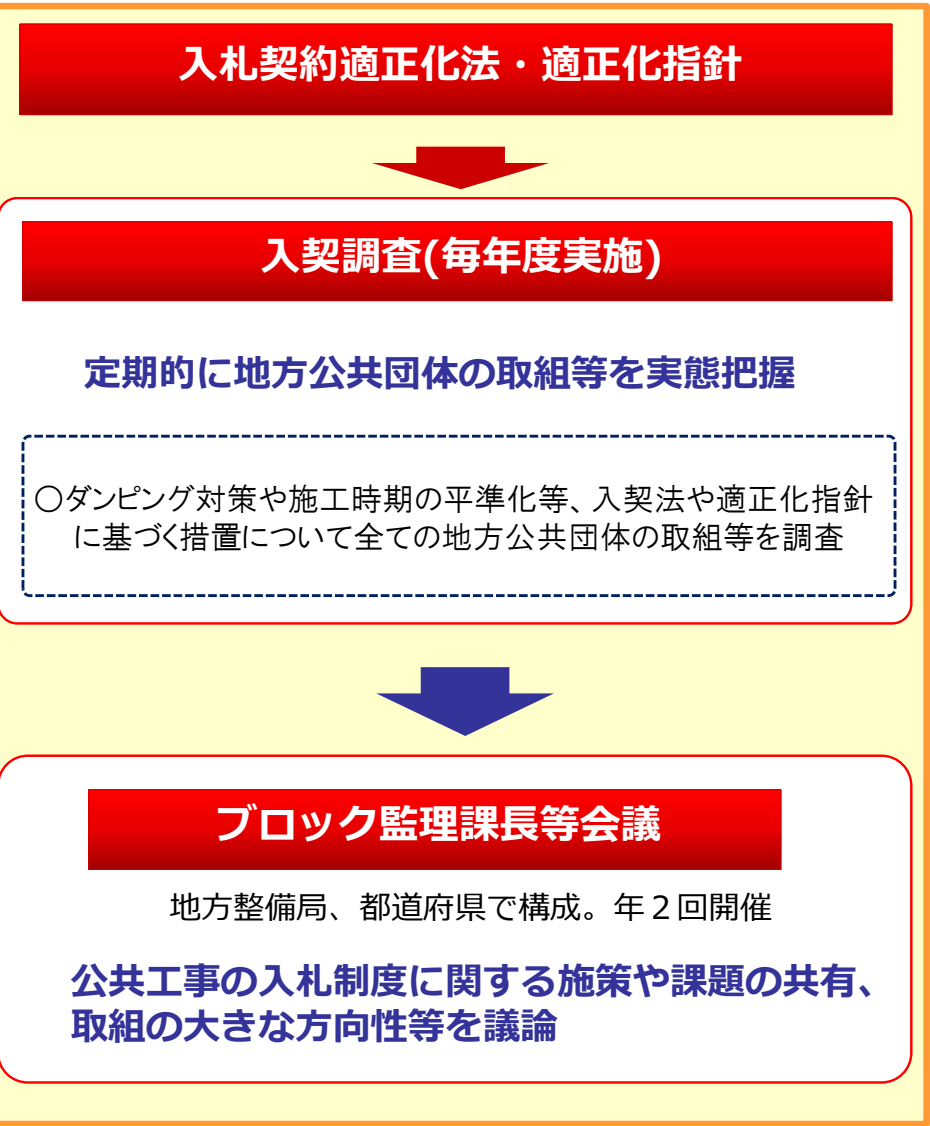
※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項、第6項



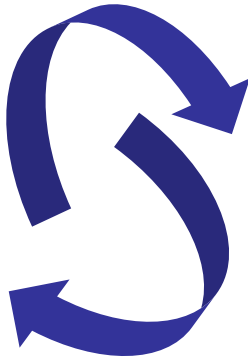
地方公共団体への働きかけ

入契調査を踏まえた市区町村における取組改善の推進

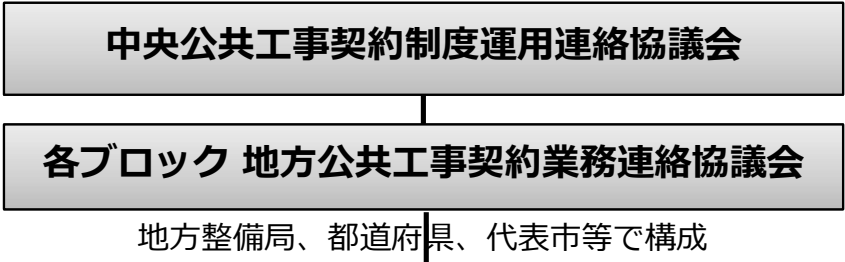
入札契約適正化法に基づき毎年度実施する入契調査の結果を踏まえ、各都道府県別の市区町村の現状・課題等について、都道府県公契連との連携により、国が市区町村に対して直接働きかけ、取組の改善を推進



市区町村に
直接働きかけ、
改善を促進



市町村の課題等
を更なる改善に
フィードバック



入札契約適正化に係る相談窓口

- 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

地方公共団体の入札契約担当者向け

入札契約適正化相談窓口

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

① 入契ワンポイントナビ

② 入札契約改善アドバイザー ※

※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行

③ 平準化推進ヘルプデスク

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて
電話・メールで都度受付

電話（①のみ） TEL 03-5253-8278
メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp

入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

（注）個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。
メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。

建設業者、一般の方向け

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

法令解釈、社保未加入対策等に関する問合せを受付

主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反の通報を受付

23

品確法運用指針に関する相談窓口について

- 平成27年4月からの運用指針に基づく発注関係事務の本格運用に向けて、運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談に応じるため、相談窓口を各地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の出先事務所等にも設置。
- 窓口は全ての都道府県に設置し、国土交通本省HPに掲載。 (<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>)

(国土交通省ホームページより抜粋)

品確法運用指針に関する相談窓口

相談窓口は、以下の47都道府県全てに設置し、電話やメールにより相談や問合せに応じることとしています。

相談窓口へ寄せられた問合せや相談に対しては、その場で指針の内容についての解説を行うとともに、発注関係事務の取組事例、参考情報を提供いたします。
また、窓口へ寄せられた内容については、地域発注者協議会等を通じて発注者間で共有、寄せられた内容を踏まえた発注者間での連携による各種施策を推進、市町村等の発注者に対する必要な支援も実施していきます。

都道府県別 窓口一覧

各都道府県に設置している運用指針に関する相談窓口について、お知らせします。

地整	都道府県	事務所等窓口	住所	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
北海道 開発局	-	事業振興部 工事管理課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2	工事評価管理官	011-709-2311	-	hinkaku@hkd.mlit.go.jp
	北海道	札幌開発建設部	〒060-8506 札幌市中央区北2条西19	技術管理官 技術企画課長	011-611-0111	-	hinkaku-sp@hkd.mlit.go.jp
		函館開発建設部	〒040-8501 函館市大川町1-27	技術管理官 技術管理課長	0138-42-7685	-	hinkaku-hk@hkd.mlit.go.jp
		小樽開発建設部	〒047-8555 小樽市潮見台1-15-5	技術管理官 技術管理課長	0134-23-8305	-	hinkaku-ot@hkd.mlit.go.jp
		旭川開発建設部	〒078-8513 旭川市宮前1条3-3-15	技術管理官 技術管理課長	0166-32-3893	-	hinkaku-as@hkd.mlit.go.jp
		室蘭開発建設部	〒051-8524 室蘭市入江町1-14	技術管理官 技術管理課長	0143-22-9171	-	hinkaku-mr@hkd.mlit.go.jp
		釧路開発建設部	〒085-8551 釧路市幸町10-3	技術管理官 技術管理課長	0154-24-7000	-	hinkaku-ks@hkd.mlit.go.jp

全47都道府県において電話やメールにより相談や問い合わせに応じる窓口の連絡先を掲載